

## 松下幸之助記念志財団 研究助成

## 研究報告

(MS Word)

## 【氏名】

金 昇來

## 【所属】(助成決定時)

東京大学文学部人文社会系研究科大学院

## 【研究題目】

20世紀上海共同租界における行政体系の構造と動態

## 【研究の目的】(400字程度)

本論文では租界行政に関わるその様々なアクターが作り出した行政運営、あるいは「慣行的行政運営」に注目する。慣行的行政運営とは、明文の規定や法律などによる根拠から生まれたのではない行政運営方式あるいはメカニズムのことを指す。特に越界築路は租界行政当局の越権により継続的に行われた事例であり、慣行的行政運営を説明するため最も重要である。

越界築路を巡る議論は様々であるが、越界路を租界拡張の道具としてみる観点から、主に越界路の返還交渉に注目する場合が多かった。ところが慣行的行政運営という観点から見ると、越界築路の問題はむしろその運営状況にある。そこで、越界路を中心とする慣行的行政運営の事例として、本研究では越界路地区における外国人の賭博と共同租界工部局による賭博取り締まりについて議論することを目標とする。特に租界外における賭博の取り締まりがむしろ領事裁判権により阻止されることに対し、工部局の対応に注目する。

## 【研究の内容・方法】(800字程度)

共同租界の内外における外国人の賭博は主にスポーツの性格を持つ競馬などのものと、それ以外の違法賭博に分けられる。違法賭博は取り締まりを避けて往往にして越界路地区で行われていた。そこで工部局は越界路地区における行政を安定して運営するため、外国人が運営する賭博場を排除する必要があった。

そこで最も注目すべき事件が1904年からのアールハンブラ事件(Alhambra case)である。これは秘密賭博場として運営されたアールハンブラというホテルの取り締まりをめぐる事件であった。ところがアールハンブラの取り締まりは様々な問題に直面することになる。その中でも最も工部局を悩ませたのは領事裁判権であった。租界の外で工部局警察が外国人を逮捕するためには当該国総領事の許可が必要であったが、総領事の協力を得られない場合も存在した。また、賭博場を運営する外国人たちも領事裁判権を利用し、頻繁に違う国籍を主張することで管轄権の所在を曖昧にすることで取り締まりを回避してきた。その結果、工部局は領事団との関係と領事裁判権の隙間という、領事裁判権から生じた二つの問題を同時に解決する必要があった。植民地主義の研究において領事裁判権は非常に大きい重要性を持つ。そこから、工部局がどのように領事裁判権の問題に対応したのか、あるいは逆に諸国の総領事はこの問題にどのような立場から対応したのかという点など、様々な問題に答えることができる。

そのような問題を考察するため、次のような資料を利用する。まず『工部局理事会会議録』から工部局の主な観点を確認する。これについては『工部局公報』を利用して説明を補充できる。事件の全体的な流れを把握するためには『ノース=チャイナ・ヘラルド』を利用する。

時期としてはまず1904年の取り締まり開始から1905年の第一次閉鎖までを対象とする。次に1905年末の再開場から1908年初頭までの閉鎖と取り締まりの繰り返しを考察する。最後には1908年から1910年領事団との協議と取り締まりの効率化を論じる。

#### 【結論・考察】（４００字程度）

工部局のみならず、租界の外国人たちは租界の外の賭博場が良くない人物の集合場所として利用され、そこから租界の中へ流入すると考えていた。つまり賭博場の問題には治安管理の観点が優先された。

しかし賭博場の所有者は他国籍の人への貸し出しを繰り返すことで管轄権の所在を曖昧にし、裁判を困難にさせてきた。そこで工部局はより効率的な取締方法を導入しようとするが、各国総領事からは越権であると批判された。これに対し工部局は賭博場への道路を封鎖するなどの独自政策を導入したが、結果は良くなかった。

その中でフランス総領事がアールカザールという娯楽施設の営業許可を出す時、工部局警察に任意捜査の許可も出した。工部局はこれをモデルとして領事団と協力し、アールハンブラの統制に成功した。

このように越界路地区における賭博の統制には工部局と領事団の協力が不可欠であった。つまり、慣行的行政運営はこのような協力の上に行われていたといえよう。